

航空法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）（抄） 1

改正案		現行	
備考（略）		備考（略）	
別表（第十五条関係）	別表（第十五条関係）	別表（第十五条関係）	別表（第十五条関係）
空港等	委任事項	空港等	委任事項
（略）	（略）	（略）	（略）
山形空港 八尾空港 佐賀空港 熊本空港 那覇空港	一 出発する自衛隊等の航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した自衛隊等の航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに 限る。 ）に係る法第九十八条に規定する事項	山形空港 八尾空港 熊本空港 那覇空港	一 出発する自衛隊等の航空機に係る法第九十七条第二項に規定する事項 二 到着した自衛隊等の航空機（法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに 限る。 ）に係る法第九十八条に規定する事項